

第13回世田谷区農業委員会総会

日：令和3年8月27日（金）

場所：区役所第2庁舎第5委員会室

第13回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時 : 令和3年8月27日(金) 午後3時から

開催場所 : 区役所第2庁舎第5委員会室

出席の委員 : 会長 穴戸幸男、会長職務代理者 高橋昌規、大塚信美、石井朝康、苅部嘉也、海老澤健、岩本敏行、三田浩司、橋本正志、野島秀雄、細井誠一、志村秀典、植松智、加々美栄一、鈴木利彰、石井勝、宮川喜久、真鍋よしゆき、菅沼つとむ

欠席の委員 : 本澤絢子

出席の職員 : 事務長 江頭勝、事務次長 荒井広司、主事 吉田健彦、主事 関智秋

会議次第

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案の審議
 - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - ・農地法第3条について 【該当なし】
 - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出等について
 - ・農地法第4条について
 - ・農地法第5条について
 - (3) 第3号議案 その他の事項について
 - ・相続税納税猶予に関する適格者証明願について
 - ・生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
 - ・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
5. 協議事項
 - (1) 令和3年10月の総会日程(案)について
 - (2) 生産緑地の取得のあっせん依頼について
 - (3) 一般社団法人東京都農業会議『第61回企業的農業経営顕彰』候補者の推薦について
6. 報告事項
 - (1) 内田農業振興会『第55回農業功労者表彰』候補者の推薦について
 - (2) 令和3年度農地管理推進月間について
 - (3) 「世田谷の花展覧会・世田谷区農業祭について」の開催中止について
 - (4) ふれあい農園「リンゴのもぎとり」の開催について
7. 閉 会

○事務局 皆様、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまより第13回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

それではまず、配付資料の確認をさせていただきます。

(配付資料確認)

それでは、次第2の会長挨拶から進めさせていただきます。宍戸会長、よろしくお願いいたします。

○宍戸会長

(会長挨拶)

本日、審議事項が6議案、そして、協議事項が3件、報告事項が4件ございますので、皆様、ご協力よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入る前に、本日、本澤委員が欠席されていますが、過半数の出席でございますので、総会が成立していることを報告いたします。

次に、本日の署名委員ですが、苅部嘉也委員、海老澤健委員にお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第4の議案の審議に入ります。

(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとさせていただきます。

転用届出等の内訳ですが、農地法第4条が1件、農地法第5条が1件となっております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、初めに農地法に基づく転用届等について説明いたします。

まず、農地を住宅等にする場合等は、農地法第4条の手続が必要となります。また、農地を農地以外のものにする場合、かつ、所有者の変更がある場合は5条の手続が必要となります。いずれも本来は都道府県知事の許可が必要となりますが、市街化区域内の農地においては、あらかじめ農業委員会に届出を行えば許可は要しないとなっております。

この届出につきましては、会長の専決処分としており、総会では事務局からの報告のみとさせていただきます。

それでは、資料No.1をご覧ください。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について。受付番号3-4-8。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

続きまして、資料No. 2に移らせていただきます。こちらは第2号議案農地法第5条に基づく転用届となります。こちら専決処理のため報告のみとさせていただきます。

第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号3-5-12。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

○宍戸会長 この件についてご質問等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、第2号議案は終了いたします。

それでは、続きまして、(3)の第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

相続税納税猶予に関する適格者証明願についてが1件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてが1件、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてが2件ございます。

それでは、相続税納税猶予に関する適格者証明願についてを審議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.3をご覧ください。相続税納税猶予に関する適格者証明願についてですが、この証明は租税特別措置法の規定により、相続税納税猶予の特例を受けるために必要な被相続人、農業相続人、特例適用農地についてを農業委員会が証明するというものです。

第3号議案相続税納税猶予に関する適格者証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

事務局からは以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました苅部嘉也委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○苅部委員 8月18日、事務局2名と申請者の〇〇さん立会いの下、現地で調査いたしました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご質問等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

以上で相続税納税猶予に関する適格者証明願についての審議は終わります。

次に、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを審議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 こちらは、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてです。

生産緑地の買取り申出ができるのは、生産緑地指定の告示日から30年が経過した場合、主たる従事者が死亡するか、農業に従事することが不可能になった場合というのが要件となります。この主たる従事者が死亡し買取り申出をする際に、農業委員会の発行する主たる従事者証明が必要となります。所管の農業委員さんが農地調査を行い、死亡した従事者が主たる従事者であったことを確認いただいております。

それでは、お手元の資料No.4をご覧ください。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました野島秀雄委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○野島委員 それでは、報告いたします。

8月18日水曜日、〇〇さん立会いの下、事務局2名とともに調査いたしました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

以上で生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についての審議は終わります。

次に、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを審議いたします。

1 件目、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.5-1をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました細井誠一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○細井委員 8月17日火曜日に、申請人である〇〇様立会いの下、事務局2名と調査いたしました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございました。賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

次に、2件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.5-2をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました石井朝康委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○石井（朝）委員 報告いたします。

8月17日、申請者の〇〇さん立会いの下、事務局2名とともに調査を行いました。

（調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。）

以上で報告を終わります。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご質問等がありましたら、お願いいたします。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○宍戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

以上で生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についての審議は終わります。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)の令和3年10月の総会日程（案）について協議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No.6、令和3年度世田谷区農業委員会総会日程について（案）をご覧ください。

次回の総会開催日時につきましては、9月29日水曜日午後3時から、会場は三軒茶屋分庁舎5階会議室で開催されることが決定しております。10月の開催日時につきましては、10月29日金曜日午後3時から、会場は三軒茶屋分庁舎2階セミナールームでの予定となっております。

こちら、ご協議をお願いいたします。

○宍戸会長 この件についてご質問等がありましたら、お願いいたします。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長 それでは、令和3年10月の開催日程については、原案どおりでよろしいでし

ようか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、開催案のとおり決定いたします。

次に、(2)の生産緑地の取得のあっせん依頼について協議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、生産緑地の取得のあっせん依頼について説明をさせていただきます。
資料はNo.7でございます。

こちらは、先月の農業委員会総会にて、主たる従事者証明願について農業委員の皆様にご審議をいただき、証明書を発行した案件でございます。

7月27日付で買取り申出を受理し、東京都や世田谷区に照会をかけましたが、買取り申出はないという結論が出たところで、今回、農業従事者の皆様にあっせんのご案内をする次第でございます。

以上でございます。

○宍戸会長 この件についてご質問等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、この件については終了いたします。

次に、(3)の一般社団法人東京都農業会議『第61回企業的農業経営顕彰』候補者の推薦についてを協議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.8-1、それからその裏面、No.8-2、こちらが資料になります。一般社団法人東京都農業会議『第61回企業的農業経営顕彰』候補者の推薦についてでございます。

まずは、本件の概要について説明をさせていただきます。農業委員会の東京都組織であります一般社団法人東京都農業会議において、新しい東京農業を築く取組を推進している中で、地域に即応した生活環境を整備し、近代的な技術を基に創意工夫とたゆまぬ努力によって企業的経営を確立している先進経営者を顕彰することにより、経営発展を目指す農業者の具体的目標とするとともに、東京農業の発展に資することを目的として、東京都農業会議にて、この事業を設けているところでございます。

推薦基準といたしまして、過去7年以上都内農地において農業を営み、企業化を計画的に進めている40歳以上の者であること、また、年間農業収入が概ね500万円以上で、かつ農

業部門で利益が生じていること等が要件として挙げられます。

なお、今回、推薦のあった候補者につきましては、今後、書類選考、現地調査、審査会を経て受賞者として決定され、来年2月17日に実施される第63回東京都農業委員会農業者大会にて表彰される予定となっております。

今回、各農協様にご協力いただく中で、JA東京中央砧地区管内から〇〇さん、JA東京中央千歳地区管内から〇〇さん、〇〇さんをご推薦いただいているところでございます。推薦内容につきましては、別紙にてご確認をいただければと思います。

事務局からの説明は以上となります。

○宍戸会長 この件につきましてご質問等がございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、この件については終了いたします。

以上で協議事項を終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(1)から(4)について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、次第の6の報告事項に参ります。

お手元の資料No.9をご覧ください。報告事項の1つ目は、内田農業振興会からの第55回農業功労者表彰候補の推薦についてでございます。こちらにつきましては、公益財団法人内田農業振興会から各農協宛てに推薦依頼がなされたものであり、最終的に農協及び農業委員会会長の連名で推薦するものでございます。配付した資料に記載がなく恐縮ですが、推薦基準につきましては2つございまして、1つ目が農業の発展、または振興に功労のあった方、2つ目が農業後継者の育成に功労のあった方ということでございます。今回、JA世田谷目黒様より、〇〇様を候補者として推薦いただいております。裏面に功労調書がついておりますので、後程ご覧いただければと存じます。

続きまして、令和3年度農地管理推進月間についてです。資料No.10をご覧ください。昨年度同様に9月1日から10月20日の期間、こちらにつきましては皆様にご協力をお願いする世田谷区の農地パトロールの実施要領となります。詳細につきましては、本会終了後、担当者よりご説明をさせていただきますので、お時間を頂戴いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、「世田谷の花展覧会・世田谷区農業祭」開催中止のお知らせです。資料No.11をご覧ください。11月5日から11月7日で予定されていましたが、新型コロナウ

ウイルス感染拡大の影響を受けまして、昨年に引き続き中止が決定いたしました。大変残念ではございますが、ご報告を申し上げます。

続きまして、資料No.12をご覧ください。ふれあい農園「リンゴのもぎとり」の開催についてです。周知方法につきましては、9月1日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページにて案内させていただきます。

事務局からの報告事項につきましては以上でございます。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ないようですので、この件は終了いたします。

以上で報告事項を終了いたします。

以上で本日の予定案件は全て終了いたします。

ほかに何かございますでしょうか。

○事務局 前回、岡本委員の後任の補欠の委員の方に関しましては、来月の第3回区議会定例会の議会において承認を得た上で、農業委員としてこちらに出席いただくということで、事務局からは、当初のスケジュールとしては、10月の議会の最終日に承認の議決を図る予定でございましたが、区議会事務局のスケジュールの都合によりまして、9月17日の中間議決で任命という形で進めさせていただくことになりました。新しい農業委員の方につきましては、来月、9月の総会から出席いただくこととなりますので、ご了承願いたいと思います。

事務局からは以上になります。

○宍戸会長 ありがとうございます。ほかにご意見ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 特にないようですので、本日の農業委員会総会を終了いたします。ありがとうございました。

この後、農地パトロールの説明が事務局からございますので、公募委員、区議会議員以外の委員の皆様におかれましては、このまま席に残って下さい。

それでは、高橋昌規職務代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

○高橋会長職務代理者

(高橋会長職務代理者あいさつ)

この議事録は、令和3年8月27日（金）開催の第14回農業委員会総会の議事録に相違ありません。

世田谷区農業委員会

会長 穴戸幸男